

果実飲料についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○果実飲料についての検査方法（昭和37年3月22日農林省告示第360号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 品種が同一と認められる果実飲料の2日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合に<u>あ</u>っては100g、その他の果実飲料の場合に<u>あ</u>っては200gを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行</u>い、その結果、当該試料の単位体の<u>全</u>てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の果実飲料を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、その検査荷口の果実飲料が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた果実飲料でその品種が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から3の(1)の規定に準じて2個の試料を抽出する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> | <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>なう。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 品種が同一と認められる果実飲料の2日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合に<u>あ</u>っては100g、その他の果実飲料の場合に<u>あ</u>っては200gを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行</u>ない、その結果、当該試料の単位体の<u>す</u>べてが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の果実飲料を合格に格付<u>け</u>する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を<u>行</u>なつた結果、その検査荷口の果実飲料が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた果実飲料でその品種が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から3の(1)の規定に準じて2個の試料を抽出する。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を<u>行</u>なつた結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> |

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--|--------------------|------------|--------------|---|--------------------|------------|--------------|
| 1・2 （略） 3 第1種検査方法 (1) 抽出の割合 (略) | | | | 1 検査は、抽出して行う。 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。 3 第1種検査方法 (1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のベーコン類、ハム類、プレスハム又はソーセージ（以下「ベーコン類等」という。）の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の中欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる抽出個数のベーコン類等を試料として抽出する。 | | | |
| 事 項 記 号 | 検査荷口の大きさ | 抽 出 個 数 | | 事 項 記 号 | 検査荷口の大きさ | 抽 出 個 数 | |
| | | ベーコン類又はハム類 | プレスハム又はソーセージ | | | ベーコン類又はハム類 | プレスハム又はソーセージ |
| | (個) | (略) | | | (個) | (個) | |
| A | <u>2- 800</u> | | | A | <u>2- 800</u> | 1 | 1 |
| B | <u>801-1,300</u> | | | B | <u>801-1,300</u> | 1 | 1 |
| C | <u>1,301-3,200</u> | | | C | <u>1,301-3,200</u> | 1 | 2 |
| D | <u>3,201-8,000</u> | | | D | <u>3,201-8,000</u> | 2 | 3 |
| E | <u>8,001以上</u> | | | E | <u>8,001以上</u> | 3 | 5 |
| (2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付する。 | | | | (2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付けする。 | | | |
| 4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のベーコン類等が連続して7回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。 | | | | 4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のベーコン類等が連続して7回合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。 | | | |
| 5 第2種検査方法 (1) (略) | | | | 5 第2種検査方法 (1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったベーコン類等で同一の品種群（ベーコン類及びハム類、プレスハム及びソーセージ又は混合ソーセージの別をいう。）に属し、7日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のベーコン類等を試料として抽出する。 | | | |
| (2) 検査に係る格付の基準 | | | | (2) 検査に係る格付の基準 | | | |

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付する。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付けする。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付けされない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>しょうゆについての検査方法</p> <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のしょうゆの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200<u>ml</u>を採取して、試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行</u>い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のしょうゆを合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、その検査荷口のしょうゆが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたしょうゆで品種が同一であり、30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200<u>ml</u>を採取して試料とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> | <p>しょうゆについての検査方法</p> <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>なう。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のしょうゆの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200<u>ミリリットル</u>を採取して、試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行</u>ない、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のしょうゆを合格に格付<u>け</u>る。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を<u>行</u>なつた結果、その検査荷口のしょうゆが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたしょうゆで品種が同一であり、30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200<u>ミリリットル</u>を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を<u>行</u>なつた結果、合格に格付されない検査荷口があつたときはその検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ、スパゲッティ、ヌードル又はバーミセリー（以下「マカロニ等」という。）の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容量が50g未満のものにあつては、50g以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から50gを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料につき、マカロニ類の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>全て</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ等を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口のマカロニ等が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたマカロニ等で、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容重量が50g未満のものにあつては、50g以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から50gを採取して試料とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより検査を行つた結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> | <p>1 検査は、抽出して<u>行な</u>う。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ、スパゲッティ、ヌードル又はバーミセリー（以下「マカロニ等」という。）の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容量が50グラム未満のものにあつては、50グラム以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から50グラムを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料につき、マカロニ類の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ等を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより検査を行なつた結果、その検査荷口のマカロニ等が連続して5回合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたマカロニ等で、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容重量が50グラム未満のものにあつては、50グラム以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から50グラムを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより検査を行なつた結果、合格に格付けされない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> |

食用植物油脂についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
 ○食用植物油脂についての検査方法（昭和44年4月23日農告第561号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められるものの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1梱を抽出し、その梱から500<u>g</u>の試料を採取する。ただし、タンク車又はタンク船に<u>あ</u>つては、タンクごとに、500<u>g</u>の試料を採取する。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料につき、食用植物油脂の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>全</u>てが<u>当該日本農林規格</u>に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の食用植物油脂を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、その検査荷口の食用植物油脂が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた食用植物油脂で<u>あ</u>つて、原料及び製造条件が同一と認められるものの<u>15</u>日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に500<u>g</u>の試料を採取する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> | <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>なう。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められるものの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1梱を抽出し、その梱から500gの試料を採取する。ただし、タンク車又はタンク船に<u>あ</u>つては、タンクごとに、500gの試料を採取する。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料につき、食用植物油脂の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>す</u>べてが<u>日本農林規格</u>に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の食用植物油脂を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を<u>行</u>なつた結果、その検査荷口の食用植物油脂が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた食用植物油脂で<u>あ</u>つて、原料及び製造条件が同一と認められるものの<u>15</u>日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に500gの試料を採取する。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を<u>行</u>なつた結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められるウスターソース類の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出したかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出した箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのもの)<u>あ</u>っては、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>全</u>てが格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合するときは、その検査荷口のウスターソース類をその等級に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより<u>検査を行</u>った結果、その検査荷口のウスターソース類が連続して10回<u>格付</u>に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あ</u>って、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に格付しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたウスターソース類でその原料及び製造条件が同一と認められるものの10日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出したそれぞれのかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出したそれぞれの箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのもの)<u>あ</u>っては、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより<u>検査を行</u>った結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あ</u>つたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あ</u></p> | <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>なう。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められるウスターソース類の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出したかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出した箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのもの)<u>あ</u>っては、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>す</u>べてが格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合するときは、その検査荷口のウスターソース類をその等級に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより<u>検査を行</u>った結果、その検査荷口のウスターソース類が連続して10回<u>格付</u>けしようとする当該日本農林規格に定める等級に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あ</u>つて、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に格付しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたウスターソース類でその原料及び製造条件が同一と認められるものの10日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出したそれぞれのかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合に<u>あ</u>ってはその抽出したそれぞれの箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのもの)<u>あ</u>っては、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより<u>検査を行</u>った結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あ</u>つたときは、その検査荷口に係る工場の製品で</p> |

つて、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に格付しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

あつて、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に格付けしようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

炭酸飲料についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○炭酸飲料についての検査方法（昭和49年8月7日農林省告示第759号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>1 検査は、抽出して行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>全て</u>が当該日本農林規格に定める合格の基準に適合するときは、その検査荷口の炭酸飲料を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口の炭酸飲料が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによる。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた炭酸飲料で、その原料及び製造条件が同一と認められるものの30日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を行つた結果、日本農林規格合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによる。</p> | <p>1 検査は、抽出して行う。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められる炭酸飲料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める合格の基準に適合するときは、その検査荷口の炭酸飲料を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口の炭酸飲料が連続して5回日本農林規格合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによる。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた炭酸飲料で、その原料及び製造条件が同一と認められるものの30日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を行つた結果、日本農林規格合格に格付けされない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによる。</p> |

風味調味料についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○風味調味料についての検査方法（昭和50年6月4日農林省告示第606号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>1・2（略）</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められる風味調味料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>全て</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の風味調味料を合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口の風味調味料が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた風味調味料でその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出したそれぞれの箱から100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより検査を行つた結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> | <p>1 検査は、抽出して行ふ。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められる風味調味料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の風味調味料を当該日本農林規格合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口の風味調味料が連続して5回格付けしようとする当該日本農林規格合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた風味調味料でその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出したそれぞれの箱から100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより検査を行つた結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> |

乾燥スープについての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
 ○乾燥スープについての検査方法（昭和50年10月6日農告第957号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められる乾燥スープの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>全て</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の乾燥スープを合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を行<u>った</u>結果、その検査荷口の乾燥スープが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であ<u>って</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとな<u>った</u>乾燥スープでその原料及び製造条件が同一と認められるものの30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を行<u>った</u>結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品であ<u>って</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> | <p>1 検査は、抽出して<u>行な</u>う。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められる乾燥スープの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準 試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の乾燥スープを当該日本農林規格合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行 3に定めるところにより検査を行<u>った</u>結果、その検査荷口の乾燥スープが連続して5回<u>当該日本農林規格合格に格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であ<u>つて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合 4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとな<u>つた</u>乾燥スープでその原料及び製造条件が同一と認められるものの30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>6 第1種検査方法への移行 5に定めるところにより検査を行<u>った</u>結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品であ<u>つて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められるドレッシングの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の容器又は箱を抽出し、表示重量又は表示量（以下単に「表示重量」という。）が8kg又は8l（以下単に「8kg」という。）以上の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出した容器から200g又は200ml（以下単に「200g」という。）のドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出した箱から1箱（200g未満の表示重量の容器入りのものに<u>あ</u>つては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数）の容器のドレッシングを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>全</u>てが当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口のドレッシングを合格に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、その検査荷口のドレッシングが<u>連続</u>して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あ</u>つて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたドレッシングでその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の容器又は箱を抽出し、表示重量が8kg以上の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出した容器からそれぞれ200gのドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出したそれぞれの箱から1個（200g未満の表示重量の容器入りのものに<u>あ</u>つては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数）の容器のドレッシングを採取して試料とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを</p> | <p>1 検査は、抽出して<u>行</u>なう。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。</p> <p>3 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>原料及び製造条件が同一と認められるドレッシングの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の容器又は箱を抽出し、表示重量又は表示量（以下単に「表示重量」という。）が8kg又は8l（以下単に「8kg」という。）以上の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出した容器から200g又は200ml（以下単に「200g」という。）のドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出した箱から1箱（200g未満の表示重量の容器入りのものに<u>あ</u>つては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数）の容器のドレッシングを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>す</u>べてが当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口のドレッシングを<u>当該日本農林規格合格</u>に格付する。</p> <p>4 第2種検査方法への移行</p> <p>3に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、その検査荷口のドレッシングが<u>連続</u>5回<u>当該日本農林規格合格に格付</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あ</u>つて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。</p> <p>5 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p>4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつたドレッシングでその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の容器又は箱を抽出し、表示重量が8kg以上の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出した容器からそれぞれ200gのドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に<u>あ</u>つては、その抽出したそれぞれの箱から1個（200g未満の表示重量の容器入りのものに<u>あ</u>つては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数）の容器のドレッシングを採取して試料とする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p>3の(2)に同じ。</p> <p>6 第1種検査方法への移行</p> <p>5に定めるところにより検査を<u>行</u>った結果、当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを</p> |

不良品とし、不良品があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一のものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

不良品とし、不良品があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一のものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

飲食物品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食物品及び油脂についての検査方法（昭和51年11月19日農林省告示第1074号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|---|--|---|
| <p>（適用の範囲）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> | | <p>（適用の範囲）</p> <p>第1条 この検査方法は、別表1に掲げる飲食物品及び油脂の検査に適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この検査方法において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> | |
| 用 語 | 定 義 | 用 語 | 定 義 |
| 検 査 荷 口 | 原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであって、検査の対象となるものをいう。 | 検 査 荷 口 | 原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。 |
| 試 料 | （略） | 試 料 | 検査荷口から抽出される検査単位の1以上の集まりをいう。 |
| 検 査 単 位 | 検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう（一容器又は一包装の容量が別表2に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が別表2に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。）。 | 検 査 単 位 | 検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう（一容器又は一包装の容量が別表2に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が別表2に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。）。 |
| 不 良 品 | 当該試料に係る日本農林規格に定める基準（当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、 <u>格付</u> しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。）に適合しない検査単位（当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため <u>格付</u> の対象とすることが適当でない認められる検査単位を除く。）をいう。 | 不 良 品 | 当該試料に係る日本農林規格に定める基準（当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、 <u>格付け</u> しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。）に適合しない検査単位（当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため <u>格付け</u> の対象とすることが適当でない認められる検査単位を除く。）をいう。 |
| 合 格 | 検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。 | 合 格 | 検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。 |
| 不 合 格 | 検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。 | 不 合 格 | 検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。 |
| 並 み 検 査 | （略） | 並 み 検 査 | 検査荷口の不良率が平均してAQL（合格品質水準）と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。 |

| | |
|--------------|--|
| きつい検査 | (略) |
| 緩い検査 | (略) |
| AQL (合格品質水準) | 95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては6.5又はこれに近い値とする。 |

(第1方式検査方法)

第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。

一 (略)

二 並み検査

イ (略)

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続5回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となったときは、その検査荷口の製品と品種(等級を含む。)が同一であるもの(以下「同一品種」という。)について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行った結果、別表5に定める条件が全て満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

三 きつい検査

イ (略)

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行った結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行った結果、累計で5回不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うものとする。

四 緩い検査

イ (略)

ロ 緩い検査から並み検査への移行

| | |
|--------------|--|
| きつい検査 | 検査荷口の不良率が平均してAQLよりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。 |
| 緩い検査 | 検査荷口の不良率が平均してAQLよりも良いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。 |
| AQL (合格品質水準) | 95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては6.5又はこれに近い値とする。 |

(第1方式検査方法)

第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。

一 検査は並み検査から始めるものとする。

二 並み検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続5回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となったときは、その検査荷口の製品と品種(等級を含む。)が同一であるもの(以下「同一品種」という。)について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行った結果、別表5に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

三 きつい検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表6に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行った結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行った結果、累計で5回不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うものとする。

四 緩い検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表7に定めるところによる。ただし、検査荷口は別表8に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査により検査を行った結果、不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

(第2方式検査方法)

第4条 認証製造業者の工場(以下「認証工場」という。)の製品で、当該品目についての製造業者の認証の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによることができる。

- 一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準により検査を行った結果、別表9に定める条件が全て満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は二に定めるところによるものとする。
- 二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。
- 三 二に定めるところにより検査を行った結果、不良品があったとき、又は認証工場の品質管理を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

緩い検査により検査を行った結果、不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

(第2方式検査方法)

第4条 認定製造業者の工場(以下「認定工場」という。)の製品で、当該品目についての製造業者の認定の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによることができる。

- 一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準により検査を行った結果、別表9に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は二に定めるところによるものとする。
- 二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。
- 三 二に定めるところにより検査を行った結果、不良品があったとき、又は認定工場の品質管理を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

別表1 (第1条関係)

1～9 (略)

- 10 マーガリン類
- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん
- 21 食料缶詰及び食料瓶詰

別表1 (第1条関係)

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 醸造酢
- 7 トマト加工品
- 8 食用精製加工油脂
- 9 豆乳類
- 10 マーガリン類
- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん
- 21 食料缶詰及び食料瓶詰

22 パン粉

23 そしゃく配慮食品

別表2（第2条関係）

次表の左欄に掲げる飲食物品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| | | |
|-----------------------------|----------------------|-------|
| 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖 | 1 kgを超え又は500 g未滿のもの | 500 g |
| 植物性たん白（ペースト状植物性たん白を除く。） | 1 kgを超え又は300 g未滿のもの | 300 g |
| ペースト状植物性たん白 | 1 kgを超え又は800 g未滿のもの | 800 g |
| 削りぶし | 500 gを超え又は50 g未滿のもの | 50 g |
| ハンバーガーパティ | 5 kgを超えるもの | 150 g |
| チルドハンバーグステーキ | 80 g未滿のもの | 80 g |
| 醸造酢 | 500mlを超え又は150ml未滿のもの | 150ml |
| トマト加工品 | 500 gを超え又は190 g未滿のもの | 190 g |
| 食用精製加工油脂 | 1 kgを超え又は900 g未滿のもの | 900 g |
| 豆乳類 | 500 gを超え又は180 g未滿のもの | 180 g |
| マーガリン類 | 1 kgを超え又は900 g未滿のもの | 900 g |
| 乾めん類 | 500 gを超え又は200 g未滿のもの | 200 g |
| 農産物漬物（農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類を除く。） | 1 kgを超え又は100 g未滿のもの | 100 g |
| 農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類 | 1 kgを超え又は50 g未滿のもの | 50 g |
| チルドミートボール | 80 g未滿のもの | 80 g |

22 パン粉

23 そしゃく配慮食品

別表2（第2条関係）

次表の左欄に掲げる飲食物品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| | | |
|-----------------------------|----------------------|-------|
| 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖 | 1 kgを超え又は500 g未滿のもの | 500 g |
| 植物性たん白（ペースト状植物性たん白を除く。） | 1 kgを超え又は300 g未滿のもの | 300 g |
| ペースト状植物性たん白 | 1 kgを超え又は800 g未滿のもの | 800 g |
| 削りぶし | 500 gを超え又は50 g未滿のもの | 50 g |
| ハンバーガーパティ | 5 kgを超えるもの | 150 g |
| チルドハンバーグステーキ | 80 g未滿のもの | 80 g |
| 醸造酢 | 500mlを超え又は150ml未滿のもの | 150ml |
| トマト加工品 | 500 gを超え又は190 g未滿のもの | 190 g |
| 食用精製加工油脂 | 1 kgを超え又は900 g未滿のもの | 900 g |
| 豆乳類 | 500 gを超え又は180 g未滿のもの | 180 g |
| マーガリン類 | 1 kgを超え又は900 g未滿のもの | 900 g |
| 乾めん類 | 500 gを超え又は200 g未滿のもの | 200 g |
| 農産物漬物（農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類を除く。） | 1 kgを超え又は100 g未滿のもの | 100 g |
| 農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類 | 1 kgを超え又は50 g未滿のもの | 50 g |
| チルドミートボール | 80 g未滿のもの | 80 g |

| | | |
|------------------------|--------------------|------|
| ジャム類 | 2kgを超え又は100g未満のもの | 100g |
| ぶどう糖 | 1kgを超え又は300g未満のもの | 300g |
| ショートニング | 1kgを超え又は900g未満のもの | 900g |
| 精製ラード | 1kgを超え又は900g未満のもの | 900g |
| 煮干魚類 | 500gを超え又は100g未満のもの | 100g |
| にんじんジュース及びにんじんミックスジュース | 500gを超え又は160g未満のもの | 160g |
| 即席めん | 190g未満のもの | 190g |
| 食料缶詰及び食料瓶詰 | 50g未満のもの | 50g |
| パン粉 | 1kgを超え又は150g未満のもの | 150g |
| そしゃく配慮食品 | 50g未満のもの | 50g |

| | | |
|------------------------|--------------------|------|
| ジャム類 | 2kgを超え又は100g未満のもの | 100g |
| ぶどう糖 | 1kgを超え又は300g未満のもの | 300g |
| ショートニング | 1kgを超え又は900g未満のもの | 900g |
| 精製ラード | 1kgを超え又は900g未満のもの | 900g |
| 煮干魚類 | 500gを超え又は100g未満のもの | 100g |
| にんじんジュース及びにんじんミックスジュース | 500gを超え又は160g未満のもの | 160g |
| 即席めん | 190g未満のもの | 190g |
| 食料缶詰及び食料瓶詰 | 50g未満のもの | 50g |
| パン粉 | 1kgを超え又は150g未満のもの | 150g |
| そしゃく配慮食品 | 50g未満のもの | 50g |

別表3（第3条関係）

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器（内容量が1kg又は1l未満のものをいう。以下同じ。）の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|----------------|------|--------|
| 35,000以下（個） | (略) | (略) |
| 35,001-240,000 | | |
| 240,001以上 | | |

2 大型容器（内容量が1kg又は1l以上であつて、30kg又は30l未満のものをいう。以下同じ。）の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|-------------|------|--------|
| 1,000以下（個） | (略) | (略) |
| 1,001-5,000 | | |
| 5,001以上 | | |

別表3（第3条関係）

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器（内容量が1kg又は1l未満のものをいう。以下同じ。）の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|----------------|------|--------|
| 35,000以下（個） | 4（個） | 1（個） |
| 35,001-240,000 | 6 | 1 |
| 240,001以上 | 8 | 1 |

2 大型容器（内容量が1kg又は1l以上であつて、30kg又は30l未満のものをいう。以下同じ。）の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|-------------|------|--------|
| 1,000以下（個） | 2（個） | 0（個） |
| 1,001-5,000 | 3 | 1 |
| 5,001以上 | 5 | 1 |

3 特殊容器（内容量が30kg又は30 l以上のものをいう。以下同じ。）の場合

| 検査荷口の 大きさ | 抽出個数 | | 合格判定個数 | |
|---------------------------------------|---|--|---|--|
| | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30k l</u> 未満の場合 | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30 k l</u> 以上の場合 | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30k l</u> 未満の場合 | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30 k l</u> 以上の場合 |
| 5以下(個) <u>6-10</u> <u>11</u> 以上 | (略) | (略) | (略) | (略) |

(注) (略)

別表4（第3条関係）

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

| 累計試料数の大きさ | 不良品の限界個数 |
|---|----------|
| 5(個) <u>6-12</u> <u>13-19</u> <u>20-24</u> <u>25-39</u> <u>40-49</u> | (略) |

別表5（第3条関係）

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件

連続した10回の検査において不良品がないこと。

別表6（第3条関係）

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|---|------------------|--------|
| <u>35,000</u> 以下(個) <u>35,001</u> 以上 | (略) <u>13</u> | (略) |

2 大型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|----------|------|--------|
| | | |

3 特殊容器（内容量が30kg又は30 l以上のものをいう。以下同じ。）の場合

| 検査荷口の 大きさ | 抽出個数 | | 合格判定個数 | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|
| | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30 k l</u> 未満の場合 | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30 k l</u> 以上の場合 | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30 k l</u> 未満の場合 | 内容量が <u>30 t</u> 又は <u>30 k l</u> 以上の場合 |
| 5以下(個) <u>6-10</u> <u>11</u> 以上 | 2(個) 3 4 | 2(個) 2 3 | 0(個) 1 1 | 0(個) 0 1 |

(注) 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。

別表4（第3条関係）

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

| 累計試料数の大きさ | 不良品の限界個数 |
|---|-------------------------------|
| 5(個) <u>6-12</u> <u>13-19</u> <u>20-24</u> <u>25-39</u> <u>40-49</u> | 3(個) 4 5 6 7 8 |

別表5（第3条関係）

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件

連続した10回の検査において不良品がないこと。

別表6（第3条関係）

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|---|-------------------|-----------|
| <u>35,000</u> 以下(個) <u>35,001</u> 以上 | 6(個) <u>13</u> | 1(個) 1 |

2 大型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|----------|------|--------|
| | | |

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 1,000以下 (個) | (略) | (略) |
| 1,001-5,000 | | |
| 5,001以上 | | |

3 特殊容器の場合

| 検査荷口の 大きさ | 抽出個数 | | 合格判定個数 | |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 内容量が30 t 又は30k1未満の場合 | 内容量が30 t 又は30k1以上の場合 | 内容量が30 t 又は30k1未満の場合 | 内容量が30 t 又は30k1以上の場合 |
| 5以下 (個) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 6-10 | | | | |
| 11以上 | | | | |

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 1,000以下 (個) | 3 (個) | 0 (個) |
| 1,001-5,000 | 5 | 1 |
| 5,001以上 | 8 | 1 |

3 特殊容器の場合

| 検査荷口の 大きさ | 抽出個数 | | 合格判定個数 | |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 内容量が30 t 又は30k1未満の場合 | 内容量が30 t 又は30k1以上の場合 | 内容量が30 t 又は30k1未満の場合 | 内容量が30 t 又は30k1以上の場合 |
| 5以下 (個) | 3 (個) | 2 (個) | 0 (個) | 0 (個) |
| 6-10 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 11以上 | 5 | 4 | 1 | 1 |

別表7 (第3条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|--------------|------|--------|
| 35,000以下 (個) | (略) | (略) |
| 35,001以上 | | |

2 大型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|--------------|------|--------|
| 35,000以下 (個) | (略) | (略) |
| 35,001以上 | | |

3 特殊容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|----------|------|--------|
| 30以下 (個) | (略) | (略) |
| 31以上 | | |

別表7 (第3条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|--------------|-------|--------|
| 35,000以下 (個) | 2 (個) | 1 (個) |
| 35,001以上 | 3 | 1 |

2 大型容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|--------------|-------|--------|
| 35,000以下 (個) | 2 (個) | 0 (個) |
| 35,001以上 | 3 | 0 |

3 特殊容器の場合

| 検査荷口の大きさ | 抽出個数 | 合格判定個数 |
|----------|-------|--------|
| 30以下 (個) | 2 (個) | 0 (個) |
| 31以上 | 3 | 0 |

別表 8 (第 3 条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15日間
- 2 30日間 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

別表 9 (第 4 条関係)

- 1 連続した10回 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては15回) の検査において不良品がないこと。
- 2 試料数の累計が100に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)

別表 8 (第 3 条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15日間
- 2 30日間 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

別表 9 (第 4 条関係)

- 1 連続した10回 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては15回) の検査において不良品がないこと。
- 2 試料数の累計が100に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|--|----------------|----------|---------|-----|--|---------|--|--|-------------|--|--|-------------|--|--|---------|--|--|---|----------|---------|--|----------------|----------|-----|-----|-----|---------|---|----|-------------|---|---|-------------|---|---|---------|---|---|
| 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法 | 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 検査は、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法（平成8年1月22日農林水産省告示第67号）に定める生産行程についての検査により、生産の方法についての基準に合格したものを対象とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p style="padding-left: 20px;">（略）</p> | <p>1 検査は、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法（平成8年1月22日農林水産省告示第67号）に定める生産行程についての検査により、生産の方法についての基準に合格したものを対象とする。</p> <p>2 検査は、抽出して行う。</p> <p>3 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、4から7までに定めるところによる。</p> <p>4 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p style="padding-left: 20px;">原料及び製造条件が同一と認められる同一品種の熟成ハム類、熟成ソーセージ類又は熟成ベーコン類（以下「熟成ハム類等」という）の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる抽出個数の熟成ハム類等を試料として抽出する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">検査荷口の大きさ</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">抽 出 個 数</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">熟成ハム類又は熟成ベーコン類</th> <th style="width: 35%;">熟成ソーセージ類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(個) (略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2-1,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,301-3,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,201-8,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,001以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 検査荷口の大きさ | 抽 出 個 数 | | 熟成ハム類又は熟成ベーコン類 | 熟成ソーセージ類 | (個) (略) | (略) | | 2-1,300 | | | 1,301-3,200 | | | 3,201-8,000 | | | 8,001以上 | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">検査荷口の大きさ</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">抽 出 個 数</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">熟成ハム類又は熟成ベーコン類</th> <th style="width: 35%;">熟成ソーセージ類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(個)</td> <td style="text-align: center;">(個)</td> <td style="text-align: center;">(個)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2-1,300</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,301-3,200</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,201-8,000</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,001以上</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> | 検査荷口の大きさ | 抽 出 個 数 | | 熟成ハム類又は熟成ベーコン類 | 熟成ソーセージ類 | (個) | (個) | (個) | 2-1,300 | 1 | 10 | 1,301-3,200 | 1 | 2 | 3,201-8,000 | 2 | 3 | 8,001以上 | 3 | 5 |
| 検査荷口の大きさ | | 抽 出 個 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 熟成ハム類又は熟成ベーコン類 | 熟成ソーセージ類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (個) (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,301-3,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,201-8,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8,001以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検査荷口の大きさ | 抽 出 個 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 熟成ハム類又は熟成ベーコン類 | 熟成ソーセージ類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (個) | (個) | (個) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1,300 | 1 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,301-3,200 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,201-8,000 | 2 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8,001以上 | 3 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p style="padding-left: 20px;">試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>全て</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の熟成ハム類等を合格に格付する。</p> <p>5 第2種検査方法への移行</p> <p style="padding-left: 20px;">4に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の熟成ハム類等が連続して7回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。</p> <p>6 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p style="padding-left: 20px;">5の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が6に定めるところによることとなった</p> | <p>(2) 検査に係る格付の基準</p> <p style="padding-left: 20px;">試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の熟成ハム類等を合格に格付けする。</p> <p>5 第2種検査方法への移行</p> <p style="padding-left: 20px;">4に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の熟成ハム類等が連続して7回合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。</p> <p>6 第2種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合</p> <p style="padding-left: 20px;">5の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が6に定めるところによることとなった</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

熟成ハム類等で同一の品種群（熟成ハム類及び熟成ベーコン類又は熟成ソーセージ類の別をいう。）に属し、15日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の熟成ハム類等を試料として抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の熟成ハム類等を合格に格付する。

7 第1種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は4に定めるところによるものとする。

熟成ハム類等で同一の品種群（熟成ハム類及び熟成ベーコン類又は熟成ソーセージ類の別をいう。）に属し、15日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の熟成ハム類等を試料として抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の熟成ハム類等を合格に格付する。

7 第1種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は4に定めるところによるものとする。

地鶏肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○地鶏肉の生産行程についての検査方法（平成12年11月9日農林水産省告示第1411号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（適用の範囲）</p> <p>第1条 この検査方法は、<u>日本農林規格等に関する法律</u>（昭和25年法律第175号）<u>第10条第2項</u>の規定による<u>認証</u>を受けた生産行程管理者及び同法<u>第30条第2項</u>の規定による<u>認証</u>を受けた外国生産行程管理者（以下「<u>認証生産行程管理者等</u>」と総称する。）が行う地鶏肉の生産行程についての検査に適用する。</p> <p>（生産行程についての検査）</p> <p>第2条 地鶏肉の生産行程についての検査は、当該<u>認証生産行程管理者等</u>が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉<u>及び受け入れた地鶏肉</u>をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> | <p>（適用の範囲）</p> <p>第1条 この検査方法は、<u>農林物資の規格化等に関する法律</u>（昭和25年法律第175号）<u>第14条第2項</u>の規定による<u>認定</u>を受けた生産行程管理者及び同法<u>第19条の3第2項</u>の規定による<u>認定</u>を受けた外国生産行程管理者（以下「<u>認定生産行程管理者等</u>」と総称する。）が行う地鶏肉の生産行程についての検査に適用する。</p> <p>（生産行程についての検査）</p> <p>第2条 地鶏肉の生産行程についての検査は、当該<u>認定生産行程管理者等</u>が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下「飼育施設」という。）の所在地、飼育施設の面積、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日、素びなの受入羽数、28日齢以降の飼育密度及び飼育方法、ふ化日からの飼育期間、食鳥処理日及び食鳥処理羽数についての記録をいう。以下同じ。）の作成</p> <p>二 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認</p> <p>三 当該生産荷口に係る生産の方法が地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認</p> |

手延べ干しめんの生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○手延べ干しめんの生産行程についての検査方法（平成16年8月4日農林水産省告示第1470号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（適用の範囲）</p> <p>第1条 この検査方法は、<u>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項</u>の規定による<u>認証</u>を受けた生産行程管理者及び同法<u>第30条第2項</u>の規定による<u>認証</u>を受けた外国生産行程管理者（以下「<u>認証生産行程管理者等</u>」という。）が行う手延べ干しめんの生産行程についての検査に適用する。</p> <p>（生産行程についての検査）</p> <p>第2条 手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該<u>認証生産行程管理者等</u>が生産荷口（原料及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> | <p>（適用の範囲）</p> <p>第1条 この検査方法は、<u>農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項</u>の規定による<u>認定</u>を受けた生産行程管理者及び同法<u>第19条の3第2項</u>の規定による<u>認定</u>を受けた外国生産行程管理者（以下「<u>認定生産行程管理者等</u>」という。）が行う手延べ干しめんの生産行程についての検査に適用する。</p> <p>（生産行程についての検査）</p> <p>第2条 手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該<u>認定生産行程管理者等</u>が生産荷口（原料及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る事業所の所在地、小麦粉に対する食塩水の配合割合、手作業の行程及び熟成期間についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認</p> <p>二 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認</p> <p>三 当該生産荷口に係る生産の方法が手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年6月18日農林水産省告示第1189号）第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>一 適用の範囲 この検査方法は、<u>日本農林規格等に関する法律</u>（昭和25年法律第175号）<u>第10条第3項</u>の規定による<u>認証</u>を受けた流通行程管理者及び同法<u>第30条第3項</u>の規定による<u>認証</u>を受けた外国流通行程管理者（以下「<u>認証流通行程管理者等</u>」という。）が行う定温管理流通加工食品の流行程についての検査に適用する。</p> <p>二 定温管理流通加工食品の流行程についての検査 流行程についての検査は、流通期間（3か月を超えない期間であって、<u>認証流通行程管理者等</u>が定めた一定の期間をいう。）ごとに次に掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) （略）</p> | <p>一 適用の範囲 この検査方法は、<u>農林物資の規格化等に関する法律</u>（昭和25年法律第175号）<u>第14条第3項</u>の規定による<u>認定</u>を受けた流通行程管理者及び同法<u>第19条の3第3項</u>の規定による<u>認定</u>を受けた外国流通行程管理者（以下「<u>認定流通行程管理者等</u>」という。）が行う定温管理流通加工食品の流行程についての検査に適用する。</p> <p>二 定温管理流通加工食品の流行程についての検査 流行程についての検査は、流通期間（3か月を超えない期間であって、<u>認定流通行程管理者等</u>が定めた一定の期間をいう。）ごとに次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 流行程の管理記録の調査 ア 加工食品の流通に係る施設の温度及び温度範囲の管理記録の作成及び保管が適正であることを確認する。 イ アの管理記録により、流通の方法が定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成21年4月16日農林水産省告示第518号）第3条に規定する基準に適合するかどうかを確認する。 (2) 流通に係る施設についての実地の調査 実地の調査を行うことにより、流通に係る施設の管理状況を確認する。なお、当該調査は、次に定めるところにより流行程から抽出した配送経路（製造工場から販売店までの配送の経路をいう。以下同じ。）について行う。 ア 製造工場から配送センターを経由して販売店に配送される場合にあつては、当該流行程から各配送センターを含む配送経路をそれぞれ1つ以上ずつ抽出する。 イ 製造工場から配送センターを経由せずに販売店に配送される場合にあつては、当該流行程から各製造工場を含む配送経路をそれぞれ1つ以上ずつ抽出する。</p> |